

免除申請書を提出しない方は、この用紙下段の**1**～**2**のうち該当する欄に**必ずチェック**し、この用紙(別紙3)や「口座振替依頼書」を返信してください。

別紙3

北海道社会福祉協議会 コロナ特例事務センター

生活福祉資金特例貸付の償還における口座振替の申請について

本資金の償還(返済)方法につきましては、金融機関口座からの振替(口座引落とし)の利用をお願いしております。

口座振替は、ご登録頂いた口座から毎月の償還額を自動的にお支払い頂く方法で、口座振替をご利用頂いた場合、金融機関の窓口にてお支払い頂く手間がなくなり、手数料がかかりません。

これから返済が始まる資金がある方は、この様式(別紙3及び別添の「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(以下、「口座振替依頼書」)」に記入の上、**令和4年8月31日(水)までに**添別の返信用封筒を用いて提出くださるようお願いいたします。

1. 口座振替依頼書について(この用紙下段の**2**に該当する方は、提出してください。)

- (1) 利用できる金融機関 「北洋銀行」「北海道銀行」「ゆうちょ銀行」に限ります。
- (2) 口座振替日 毎月25日(土・日・祝日の場合は、翌営業日)
- (3) 口座の名義について 口座名義は、**借受人ご本人名義の口座**としてください。
- (4) 口座の変更について 口座を変更する場合必ずご連絡頂き再度申請手続きをしてください。
- (5) 記入方法について 別添「口座振替依頼書」の“記入例”をご覧ください。
- (6) 提出方法 記入したのち、別紙3(この用紙)とともに、同封の返信用封筒に入れて郵送してください。

2. 留意事項

- 北海道社会福祉協議会から皆様へ送金する口座は借入時に皆様から頂いておりますが、この度の申請は、皆様から北海道社会福祉協議会へ返済するための手続きであり、一部の方(令和2年度に行った依頼に返信いただいた場合(緊急小口資金のみのご登録などのケースがあります)や貸付お申し込み時に口座振替申請を頂いた場合、既に償還を開始して頂いている場合)以外、多くの方の手続きは終了しておりません。
- 特例緊急小口資金と特例総合支援資金両方をご利用されている場合、今回の届出(別紙3(この用紙)や別添の「口座振替依頼書」)の提出をもって、すべての特例貸付の償還のための振替口座として登録手続きをさせていただきます。
- 具体的な償還方法などについては、令和4年11月ごろから順次皆様のもとへお送りする「償還開始についてのお知らせ」においてご説明致します。

3. お問い合わせ先、送付先

北海道社会福祉協議会 コロナ特例事務センター

電話： **0120-540-085** (フリーダイヤル 受付時間：平日9時～18時)

送付先： 〒060-0002 札幌市中央区北2条西3丁目1-8 朝日生命札幌ビル 4階

宛名：「北海道社会福祉協議会 コロナ特例事務センター 行」

※今回同封した返信用封筒を使用される場合は、**切手不要**です。

1～2で該当するものに し、お名前等を記載し、返信封筒にて返信してください。

1. 私は、特例緊急小口資金または特例総合支援資金について口座振替手続き済み(返済を開始している場合を含む)ですが申請済みの口座振替を、すべての特例貸付の償還のため登録することに同意します。☞この用紙(別紙3)を返信してください。

2. 私は、この度、口座振替を申請します。
☞別添の「**口座振替依頼書**」に記入・押印(通帳の届出印)し、この用紙(別紙3)と合わせて返信してください。

☞必ず、名前、電話番号、貸付コード(複数の貸付ご利用の場合は、どれか一つ)を記載し、返信用封筒に、この用紙を入れ返信してください。

借受人の

お名前

電話番号

貸付コード

※小口(6桁の数)、総合(初回。7桁の数)いずれか一つのコード